******よくあるご質問**

Ｑ　申請をしてから入金までどのくらいかかりますか？

Ａ　毎月10日までに申請していただければ、その翌月の月末に指定いただいた口座に入金され

 ます。ただし、健康保険組合に高額療養費等の確認が必要な場合は数か月かかることがあり

 ます。

Ｑ　受給期間中の医療費について、退院後に申請することを忘れてしまいました。いつまで申請

できますか？

Ａ　医療費を支払った日から５年を経過していなければ申請することができます。ただし、高

額療養費に該当する場合、健康保険組合への申請は診療月から２年間となりますのでお早

めに申請をお願いします。

Ｑ　高校生の子どもの受給者証がありません。どうすればよいですか？

Ａ　子ども医療費受給者証が発行されるのは、中学校3年生までの方が対象です。高校生世代

の方の入院医療費の支給は、入院費を支払った後に払い戻しとなるため、事前に受給者証

は発行されません。

Ｑ　申請をすればすべての医療費が払い戻されるのですか？

Ａ　支給対象となる医療費は、医療保険が適用される入院にかかる医療費の自己負担分で、入

 院中の食事代や保険が適用されない差額ベッド代等は対象外です。また、高額療養費や付

 加給付など他の制度からの支給がある場合はその支給額が差し引かれます。

Ｑ　入院中に作成した補装具も払い戻しの対象となりますか？

Ａ　入院にかかるコルセット等の補装具も対象となります。その場合は入院医療費の申請書や

添付書類とは別に、医師の意見書（作成指示書）、補装具の領収書、健康保険組合が発行

する「支給決定通知書」（西尾市国民健康保険加入の方は不要です）が必要となります。

Ｑ　現在、障害者医療費受給者証を持っています。入院の時にはどうしたらよいですか？

Ａ　「障害者医療費受給者証」（オレンジ色）、「母子家庭等医療費受給者証」（あさぎ色）、「西

尾市精神障害者医療費（全疾病）受給者証」（みどり色）及び生活保護等を受給されてい

る方はそちらの助成が優先されるため子ども医療の対象となりません。入院した時も現在

お持ちの受給者証または医療券等を提示して受診してください。ただし、「西尾市精神障害

者医療費受給者証」（水色）をお持ちの方の入院医療費は支給対象となります。

Ｑ　「自己負担限度額」とは何ですか？

Ａ　医療保険では、大きな病気やケガで入院した時などに、医療費の負担が大きくなり過ぎ

ないように、年齢や所得に応じて1か月にかかる医療費の上限金額が設定されています。

この上限額を「自己負担限度額」といいます。

「自己負担限度額」を超えた分の差額は、後日、ご加入の健康保険組合から払い戻しをされますが、「限度額適用認定証」をお持ちであれば、医療機関に提示することによって、窓口での医療費支払額が「自己負担限度額」までに軽減され、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。